

中小企業のための 消費税軽減税率制度導入と 消費税転嫁対策



8%? 10%?



8%? 10%?

中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と
消費税転嫁対策



日本商工会議所
各地商工会議所

はじめに

2019年10月から実施される 消費税率の引上げ・軽減税率制度は 全ての事業者に影響があります

● 消費税率10%への引上げと軽減税率制度の導入に向け 計画的な準備を！

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、消費税軽減税率制度を導入する予定です。

消費税引上げによる消費マインドの冷え込みや競合他社との価格競争の激化だけではなく、軽減税率制度の下では消費税率が2つになることから、適用税率ごとの区分経理の実施といった経理処理等の事務負担の増加という、事業者にとって新たな負担が発生することが予想されます。そのため、今から計画的に対応策の準備を進める必要があります。

本冊子は、軽減税率制度の概要をはじめ、同制度による事業者への影響や事務に係る確認事項、国の支援策等について、ポイントを絞り、分かりやすく解説しています。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、本冊子をご活用いただき、自社にどのような影響があるのか把握し、計画的な準備を進めていただく一助にいただければ幸いです。

● 消費税軽減税率制度のご相談は、最寄りの商工会議所へ

軽減税率制度は、全ての事業者に影響を及ぼします。全国の商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置し、軽減税率制度に対する国の支援施策のご紹介をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。是非、最寄りの商工会議所にご相談ください。

【最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます】

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

中小企業のための 消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策 ～目次～

- 消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策…………… P3
- 自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう
軽減税率制度とは…………… P5
軽減税率対象商品①…………… P7
軽減税率対象商品②…………… P9
軽減税率対象商品③…………… P11
軽減税率での価格表示…………… P13
- 軽減税率制度導入により変更となる事務処理を確認しましょう
変更となる事務処理…………… P15
請求書の様式変更①…………… P17
請求書の様式変更②…………… P19
従業員教育…………… P21
- 軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう
国の支援策(補助金)…………… P23
国の支援策(税額計算の特例)…………… P25
- 軽減税率制度クイックQ&A…………… P28
- 消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう
消費税転嫁対策の全体像①…………… P29
消費税転嫁対策の全体像②…………… P31
消費税転嫁対策特別措置法(特措法)…………… P33
消費税率引上げと資金繰り対策①…………… P35
消費税率引上げと資金繰り対策②…………… P37
消費税率等に関する経過措置…………… P39
- 消費税軽減税率・消費税転嫁対策チェックリスト…………… P41

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

2019年10月からの消費税率10%への引上げにあわせ、「酒類・外食を除く 飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が導入されます。

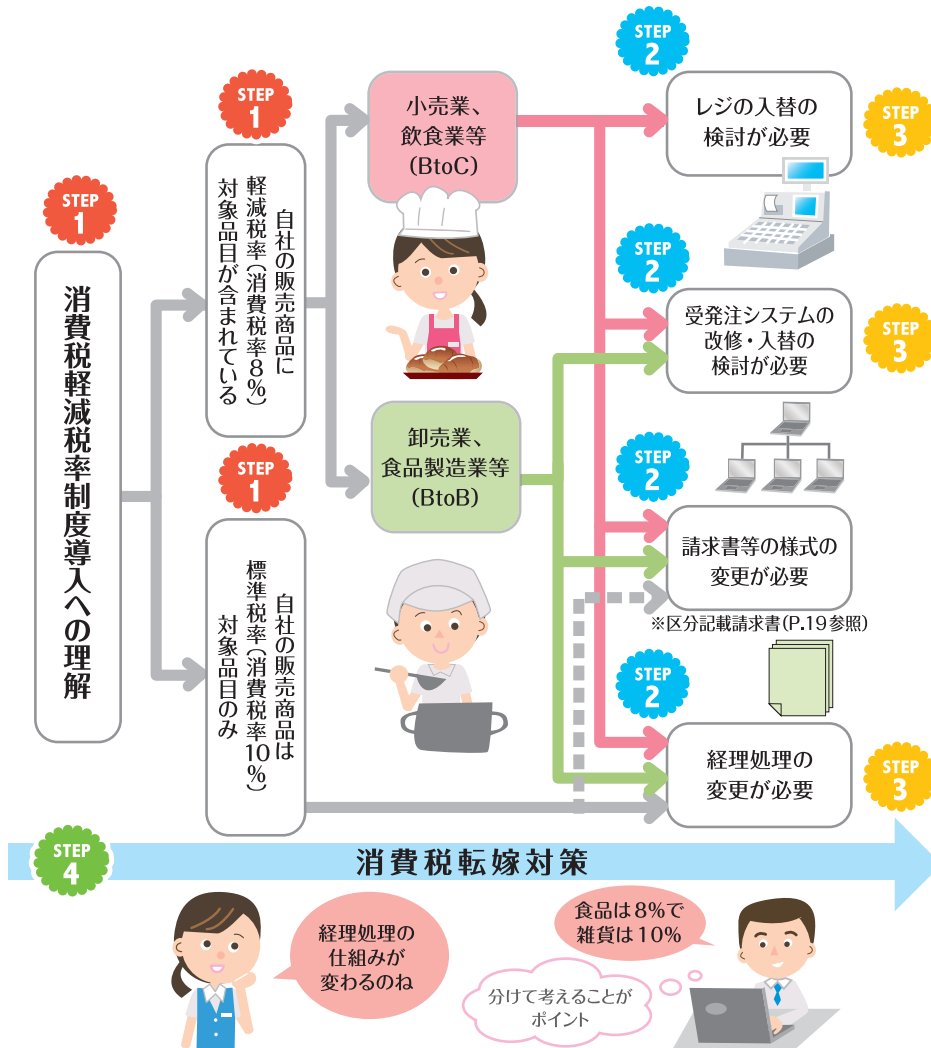
軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げに向けた4つのSTEP

軽減税率制度導入・消費税率10%への引上げによる自社の経営への影響を確認し、早めに準備にとりかかりましょう。



必要な対策をフローチャートで確認

軽減税率制度は全ての事業者に影響があります。必要な対策をフローチャートで確認しましょう。



本冊子は、STEP1～3で2019年10月より新たに導入される軽減税率制度とその対応策を解説しています。次にSTEP4で基本となる消費税転嫁対策の考え方も合わせて解説しています。事業者の皆様の必要に応じた順番で本冊子をご活用ください。

軽減税率制度

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に上がりますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により税率10%でなく、8%に据置かれます。そしてその対象となるのは、生活必需品である飲食料品と定期購読される新聞になっています。ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食はその対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための従業員教育の実施も検討してください。



対象品目

軽減税率の対象になるものとならないものがあります。酒類や外食は対象外ですし、他にも細かく定義されていますので、それぞれの定義を把握しておきましょう。(P.7参照)



価格表示

お客様がお持ち帰りか、イートインなのか、お店側が単品で販売するのか、セット商品で販売するのかによって、同じ商品でも消費税率が8%から10%に変わる場合があります。お客様が混乱しないように、どちらの税率が適用されるのか、わかりやすく価格を表示しましょう。(P.14参照)



変更となる事務処理

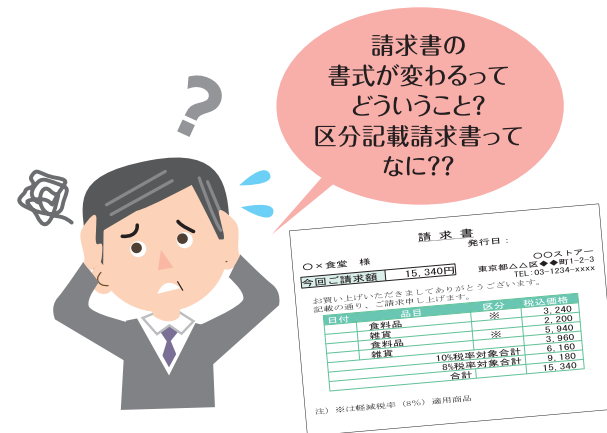
事業者は軽減税率制度が導入されると、2つの税率に対応した経理処理をしなければなりません。その結果、新たな事務作業が発生することになります。(P.15参照)



請求書の様式変更

2019年10月1日より税率の区分をした領収書や請求書(区分記載請求書)にする必要があります。

また、2023年10月1日には適格請求書(インボイス)へ対応していく必要があります。(P.17参照)

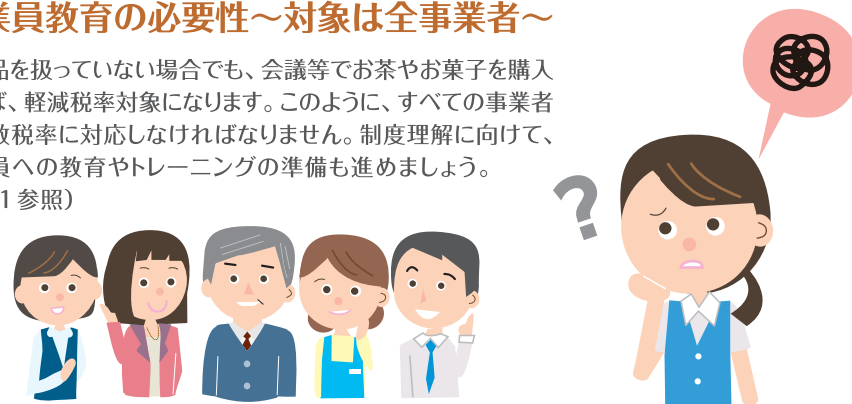


請求書 発行日:			
〇×食堂 様		〇〇ストアー	
〒100-0001 東京都千代田区〇〇 1-2-3		TEL: 03-1234-xxxx	
今回請求額	15,340円	お買い上げいただきありがとうございます。請求申し上げます。	
品目	区分	数量	単価
食料品	8%	2,200	2,200
雑貨	10%	5,540	5,540
食料品	8%	3,960	3,960
雑貨	10%	6,160	6,160
合計	8%税率対象合計	9,160	9,160
	10%税率対象合計	15,340	15,340

(注) 区分は軽減税率(8%)適用商品

従業員教育の必要性～対象は全事業者～

食品を扱っていない場合でも、会議等でお茶やお菓子を購入すれば、軽減税率対象になります。このように、すべての事業者が複数税率に対応しなければなりません。制度理解に向けて、従業員への教育やトレーニングの準備を進めましょう。(P.21参照)



軽減税率の対象

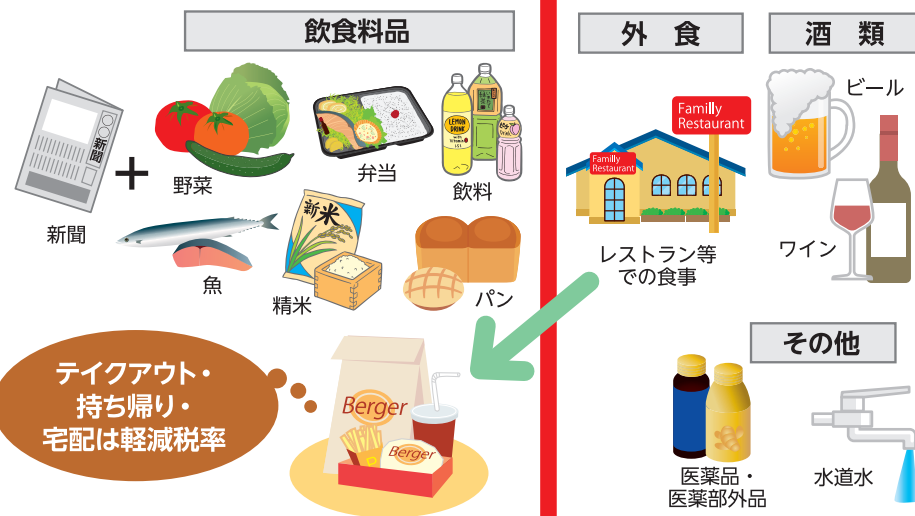
軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。

8%

軽減税率対象

標準税率対象

10%



取り扱い品目の確認が必要 ～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。(P.8 参照)

「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。

⇒ただし、「飲食料品」であっても、酒類と外食は対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、標準税率の対象となります。

軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれておりません。以下を満たすものが外食の定義となります。

「テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービス」

8%

軽減税率
(外食にあたりない)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前、宅配、お土産
- ・屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。

(例) お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合にも軽減税率の対象にあたります。

10%

標準税率
(外食)

- ・店内飲食
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理等を行うこと(「ケータリング・出張料理等」)も外食にあたります。

「セット商品」は要件次第で軽減税率対象

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品(お菓子)と標準税率の対象となる商品(おもちゃ)を組み合わせ販売する場合、一定の要件(※)を満たせば一体資産として軽減税率の対象となります。

※セット商品の価額が少額(税抜1万円以下)のもので、軽減税率の対象となる飲食料品が主たる要素を占める(2/3以上)場合

軽減税率の対象品目・税額の計算方法などの相談窓口

軽減税率の対象品目や税額の計算方法に関しては、
お近くの税務署へお問い合わせください。

<国税庁ホームページ> <http://www.nta.go.jp/>

お近くの税務署の連絡先をご確認いただけます。

<国税庁ホームページ 消費税の軽減税率制度について>

<http://www.nta.go.jp/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/>

「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」(国税庁)より引用(一部加工)
※軽減税率対象(8%)のものを○と表示、標準税率対象(10%)のものを×と表示しています。

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

Q 家畜の飼料やペットフードの販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に提供されるものではない牛や豚等の家畜の飼料やペットフードは、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の適用対象となりません。



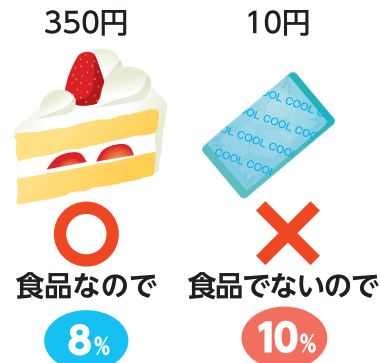
Q 洋菓子店ですが、希望するお客様にサービスで保冷剤を付けてケーキやプリンを販売することがありますが、これらの洋菓子の販売は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 人の飲用又は食用に供されるケーキやプリンなどの洋菓子は、「食品」に該当し、サービスで保冷剤をつけて販売する場合であっても、軽減税率の適用対象となります。ただし、保冷剤について別途対価をとっている場合は、保冷剤は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。

保冷剤の対価を取らない場合

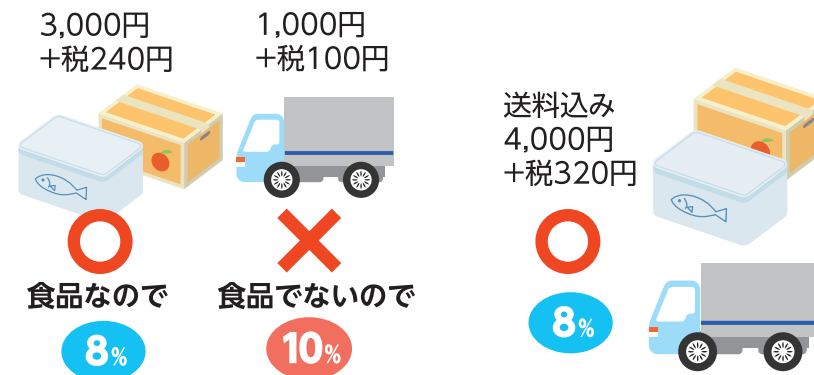


別途、保冷剤の対価を取る場合



Q 飲食料品の送料については、軽減税率の適用対象となりますか？

A 飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の適用対象となりません。
なお、例えば「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

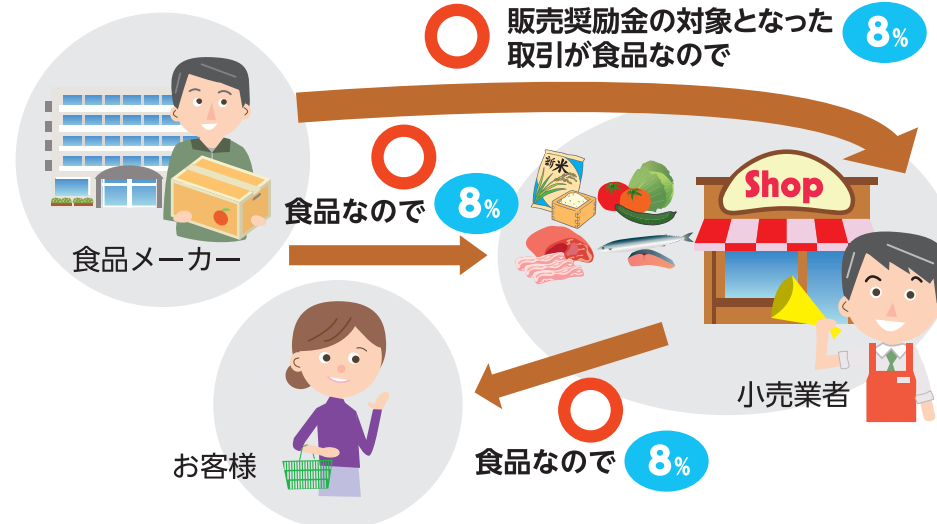


Q 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか？

A その売上げの対価の返還等又は仕入れの対価の返還等の対象となった販売奨励金については、その取引が飲食料品の販売であれば、軽減税率が適用されます。

販売数量等に応じた販売奨励金

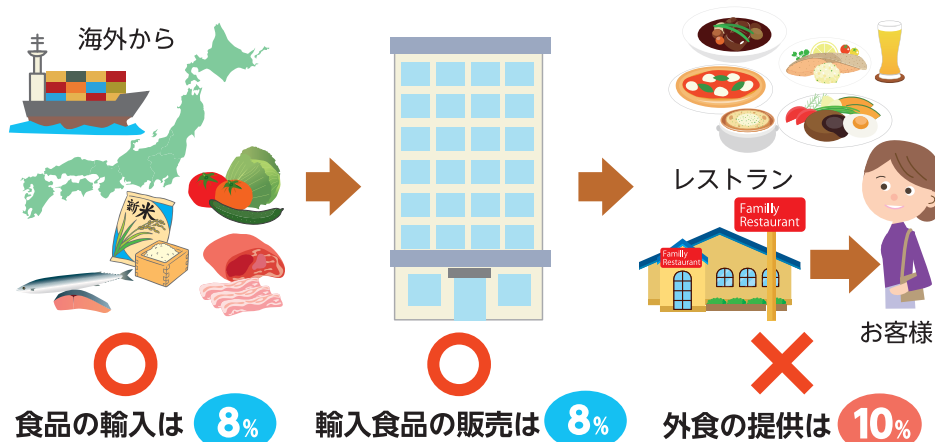
○ 販売奨励金の対象となった取引が食品なので 8%



II 飲食料品の輸入取引

Q 当社は、取引先のレストランが食事を提供するための食材を輸入していますが、この食材の輸入は、軽減税率の適用対象となりますか？

A 保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。



III 外食の範囲

Q ファストフード店において、「テイクアウト」かどうかは、どのように判断するのですか？

A 事業者が行う飲食料品の提供が、「食事の提供」になるのか、又は「持ち帰り」になるのかは、その場で飲食するのか又は持ち帰るのかをお客様に意思確認するなどの方法により判定していただくことになります。



持ち帰りといわれて8%で提供したお客様がその場で飲食をした場合は、お客様の意思が持ち帰りだったため8%のまま処理します。

Q ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料を販売する場合は、軽減税率の適用対象となりますか？

A ホテル等の客室に備え付けられた冷蔵庫内の飲料（酒類を除く）を販売する場合は、単に飲食料品を販売するものであることから、食事に該当せず軽減税率の適用対象となります。



IV 「一体資産」の適用税率の判定

Q ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか？ また、値引額は、どのような取扱いになりますか？

A 別々の商品として販売していたものは「一体資産」にはなりません。一括で販売した場合は、それぞれの商品の値引き前の対価の額を按分するなど合理的に算出します。ビールは軽減税率対象外、惣菜は軽減税率対象になります。（P.8「セット商品」は要件次第で軽減税率対象を参照）

食品と酒など
通常バラ売りの商品を
セットにしても、
税率の計算は
バラバラに行う



通常バラ売りは

食品 8%

酒類 10%

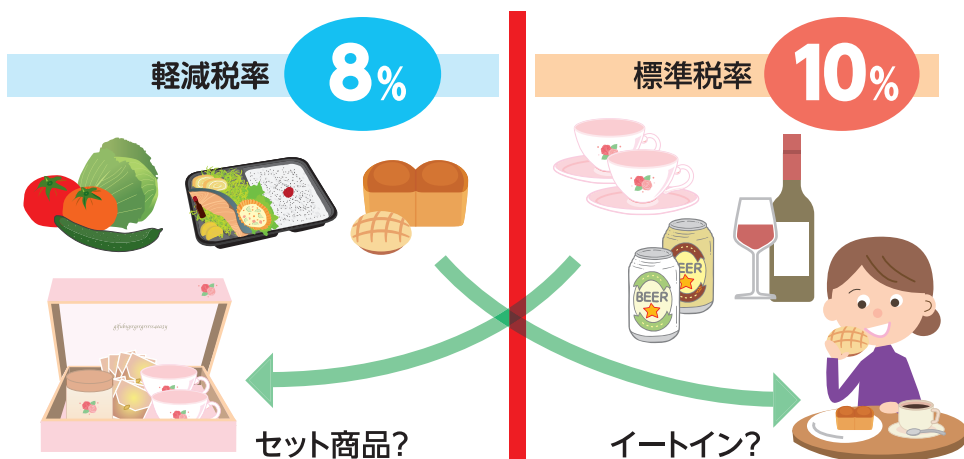
V 「新聞の譲渡」の範囲等

Q コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？ また、インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の適用対象となりますか？

A コンビニエンスストアで販売される新聞は週2回以上の定期購読ではないため10%となります。またインターネットを通じて配信する電子版の新聞は「新聞の譲渡」に該当せず「役務の提供」となるため、10%となります。したがっていずれも軽減税率対象とはなりません。

価格表示の変更が必要かどうかを早めに確認

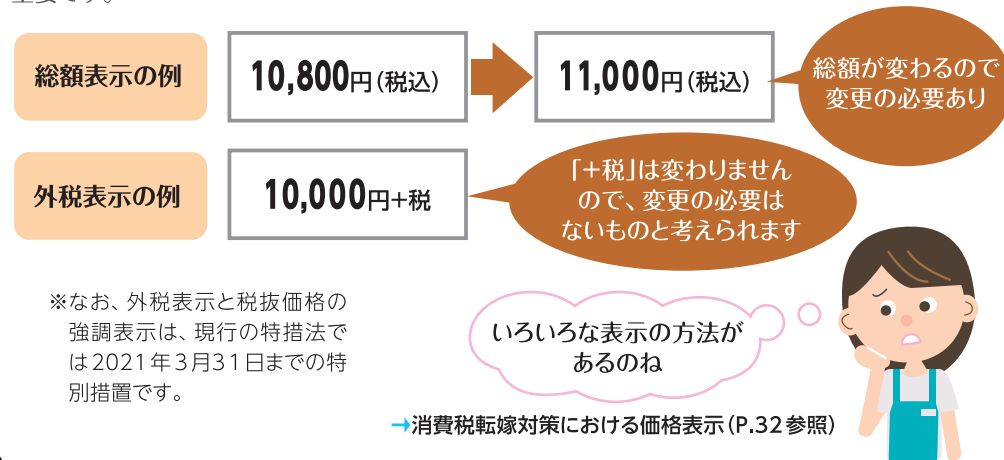
10%への引上げ時に価格表示の変更が必要かどうかを判断するために、まずは、自社(自店)の商品の消費税率が8%なのか、10%なのかを区別することから始めましょう。



価格表示は分かりやすく

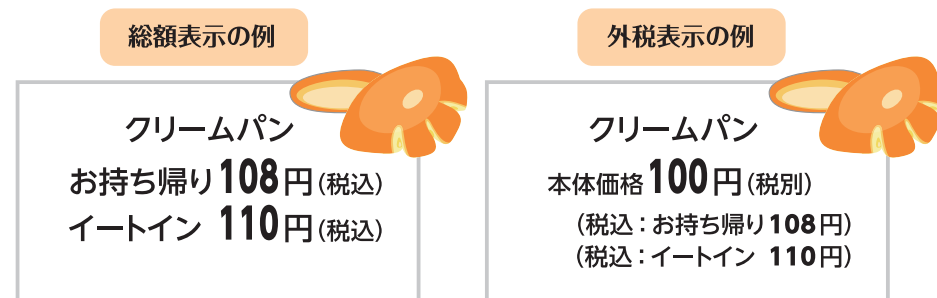
税率の引上げに伴って価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法(総額表示、外税表示、税抜価格の強調表示)によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。

さらに同じ商品でも店内飲食と持ち帰りで税率が異なったり、似たような商品であっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示をするように心がけることが重要です。



同じ商品でも8%の時と10%の時がある場合

お客様の買い方(持ち帰りとイートイン)、店側の売り方(単品とセット商品)によって、同じ商品が8%と10%のいずれにもなる場合があります。この場合もお客様が混乱しないように、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



軽減税率対象と対象外の商品がお店に混在する場合

例えば、「300円+税」のような外税表示の場合、お客様がどちらの税率なのかをわからなければ、消費税額を判断することができません。価格表示・店内表示・陳列などで、どちらの税率なのかをわかるように工夫しましょう。



変更となる事務処理を確認

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。
特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。

仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例

仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。



肉 : 8%
野菜 : 8%
コメ : 8%
容器 : 10%
水道代・光熱費 : 10%



仕入・支払

- 支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率、請求金額に誤りが無いか確認
- 税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書等に記載

企業が会議用に購入するお弁当やお茶、取引先への贈答用菓子、新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です。

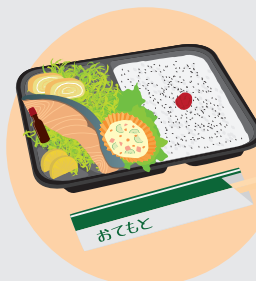


販売の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、販売の際に複数の税率が混在する可能性があります。

お弁当屋さんの例

お弁当の消費税率は8%、
お酒の消費税率は10%となり、8%と10%が混在。



お弁当 : 8%



お酒 : 10%



販売

- 軽減税率に対応したレジの導入
- レジに商品ごとの価格、税率を登録
- 値札・棚札・領収書に適用税率を記載
- 請求書や領収書には軽減税率対象品目である旨と税率ごとの合計額を記載
- 返品の場合、税率を確認して返金

お客様の誤解や誤認を防ぐために、わかりやすい価格表示や、ていねいな説明が必要になります。



円滑な事務処理や販売のために

売上・仕入を税率ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載(P.19 参照)が必要になってきます。その対応としてレジの入替や受発注システムと会計システムの新規導入を検討しましょう。また、正しい記帳や経理処理の実施、税率の問合せやクレームに対応するための従業員教育(P.21 参照)も早めに準備をしましょう。

軽減税率に対応するため、レジの入替や受発注システムの改修が必要な場合、導入・改修費用に関する国の補助金を受けられます。(P.23 参照)

軽減税率制度導入に伴う請求書の様式の変更

2つの消費税率を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等（インボイス）保存方式」が実施されます。

1 現行の請求書

～ 2019年9月30日



請求書
発行日：2018年4月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,228円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	税込価格
4/14	食料品	3,240
	雑貨	2,160
4/15	食料品	5,940
	雑貨	3,888
	合計	15,228

2 区分記載請求書

2019年10月1日
～ 2023年9月30日

請求書の様式を
変更しなければ
いけない

※標準税率対象品目のみ
を販売している場合は、
現在と同様の書式で対応
することも可能です。

請求書
発行日：2019年10月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	税込価格
10/14	食料品	※	3,240
	雑貨		2,200
10/15	食料品	※	5,940
	雑貨		3,960
	10%税率対象合計		6,160
	8%税率対象合計		9,180
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

①軽減税率の対象品目である旨
②税率ごとに合計した対価の額

3 適格請求書（インボイス）

2023年10月1日～



消費税の
課税事業者は
事業者番号を記載
したインボイスが
必要な

請求書
発行日：2023年10月25日

〇×食堂 様
〇〇ストアー
東京都△△区◆◆町1-2-3
TEL: 03-1234-xxxx

今回ご請求額 15,340円

お買い上げいただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

日付	品目	区分	本体価格
10/14	食料品	※	3,000
	雑貨		2,000
10/15	食料品	※	5,500
	雑貨		3,600
	合計		14,100
	消費税		1,240
	10%税率対象合計		5,600
	消費税		560
	8%税率対象合計		8,500
	消費税		680
	合計		15,340

注) ※は軽減税率（8%）適用商品

③事業者番号
④税率ごとの消費税額

3つの請求書の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」では、現行の記載項目に加え、①軽減税率対象品目である旨、②税率ごとに合計した対価の額、「適格請求書等（インボイス）保存方式」では、さらに③事業者番号、④税率ごとの消費税額を記載する必要があります。

請求書の様式			記載項目
3 適格請求書（インボイス）	2 区分記載請求書	1 現行の請求書	発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			取引金額
			交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率の対象品目である旨
			②税率ごとに合計した対価の額
			③事業者番号
			④税率ごとの消費税額

「適格請求書等（インボイス）」導入後の
免税事業者からの仕入について

2023年10月1日以降、原則、課税事業者の仕入税額控除には、「適格請求書等（インボイス）」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等（インボイス）」導入後、免税事業者からの仕入の一定割合を税額控除できる経過措置の対応がなされる見込みです。税務署等に確認しましょう。

区分記載請求書のパターン

区分記載請求書では、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を記載する必要があります。記載のパターンは以下のような書式があります。

記号・番号等を使用した場合の
区分記載請求書等の記載例

請 求 書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品 名	金 額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目		
△△商事 (株)		

同一請求書内で、消費税率ごとに商品を区分して
区分記載請求書等を発行する場合の記載例

請 求 書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品 名	金 額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
8%対象		43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
10%対象		88,000円
合計		131,200円
△△商事 (株)		

消費税率ごとに区分記載請求書等を分けて発行する場合の記載例

軽減税率対象分

請 求 書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分 43,200円 (税込)		
日付	品 名	金 額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事 (株)		

軽減税率対象分以外

請 求 書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
11月分 88,000円 (税込)		
日付	品 名	金 額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事 (株)		

「区分記載請求書」には、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。領収書には以下のような書式があります。

領収書	
△△商事 様	2020年4月1日
¥3,260-	
但し、10%対象(お品代) ¥1,100-	
8%対象(食品代) ¥2,160-	
上記金額正に領収いたしました。	
株式会社〇〇商事	
東京都〇〇区〇〇1-2-3	

〇〇スーパー	
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇	
領収書	
2020年4月1日	
*ベーコン	¥250
*ネギ	¥100
*ヤマモモ	¥300
ワイン	¥750
8%合計	¥650
消費税	¥52
10%合計	¥750
消費税	¥75
合計	¥1,527

Q 仕入先から受け取った請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」の記載がなかったのですが、これらが記載された請求書等の再交付を受けなければ仕入税額控除を行うことができないのでしょうか。

A 項目の記載がない請求書等を交付された場合であっても、当該請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。

仕入先からもらった請求書に、軽減税率対象の記載がない

請求書		
(株)〇〇御中		
2020年11月30日		
日付	品 目	金 額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
合計		(税込) 18,400円
8%対象		16,200円
10%対象		2,200円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

追記が認められているのは「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」のみ

軽減税率制度は全従業員の理解が必要

軽減税率制度導入により、現場でのお客様対応を含め大きな混乱が生じる可能性があります。事前に、従業員教育を含めた準備をしましょう。また、今回を機会に社内体制もしっかりと整えましょう。

消費税率10%引上げと軽減税率制度導入への対応方法を
確認し、朝礼などで共有しましょう

プライスカードやPOP告知だけでなく、「判断に困りそうな場面」や「よく質問されそうな内容」の答え方について準備しましょう。
携帯できる想定問答集(Q&A)を作ったり、朝礼で練習の実施など、全員が間違いのない説明ができるようにトレーニングを実施しましょう



店頭(現場) 商品の税率把握
店頭販促物(POP)の税率表示、レジの改修

仕入れ担当 仕入れの際の税率の把握、
卸業者との受発注システムの基準統一

商品企画 持ち帰りや組合せ商品の開発

経理担当 伝票での税率の確認・区分記載請求書への対応

経営陣 研修やトレーニングの計画・実施



経理処理について社内へ周知徹底

軽減税率制度導入後は8%と10%の税率が存在します。加えて経過措置の適用を受ける8%、及び消費税率8%導入時において経過措置の適用を受けた5%、これらの取引も行われている可能性があり、経理処理はかなり複雑になることが予想されます。

現場に混乱を生じさせないよう、制度をよく理解し社内へ周知徹底して、社内ルールの整備や伝票の整理などを心がけましょう。特に次の3つのポイントが重要となります。

- 社内での売上計上基準等のルールを統一し、従業員へ周知徹底する
(例: 売上は出荷基準なのか、引渡基準なのか、検収基準なのか)
- 適用税率について、事前に取引先との間で確認する
(例: 経過措置/軽減税率が適用されるのかどうか、事前に取引先に問い合わせる)
- 契約書などの書類の整備、および適用税率と税額を明記した請求書等を作成する
(例: 単に「税込」だけでなく税率と税額を明記)



特措法(P.33参照)と軽減税率

事業者は転嫁対策特別措置法(特措法)により、消費税分を値引きする等の宣伝や広告は禁止されています。軽減税率に関連した次のような宣伝や広告はしてはいけません。



レジ導入・受発注システム改修等のための補助金

中小企業・小規模事業者等が、軽減税率制度導入に対応するためにレジの導入や受発注システムの改修・入替を行う場合、国の補助金制度が利用できます。補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にご確認ください。

【軽減税率制度に対応したレジ導入補助金】(A型)

- 概要** 要：軽減税率制度に対応するため、レジの新規導入や既存レジの改修を行う中小企業者等を支援
- 補助対象** 軽減税率制度に対応したレジ(タブレット等を利用したレジ、付属機器も含む)
※具体的な対象機種等は、軽減税率対策補助金事務局ホームページで公表
- 補助率** 2/3(3万円未満のレジを1台のみ導入する場合は3/4、タブレット等は1/2)
- 補助上限額** レジ1台あたり20万円(商品マスタの設定が必要な場合は40万円)
1事業者あたり200万円
- 申請方法** ・レジ等導入後の申請(事後申請)となります。一部販売店等による代理申請も可能です。
・締切等の詳細については、「軽減税率対策補助金に関する問合せ」(P.24参照)に記載しているホームページをご覧ください。

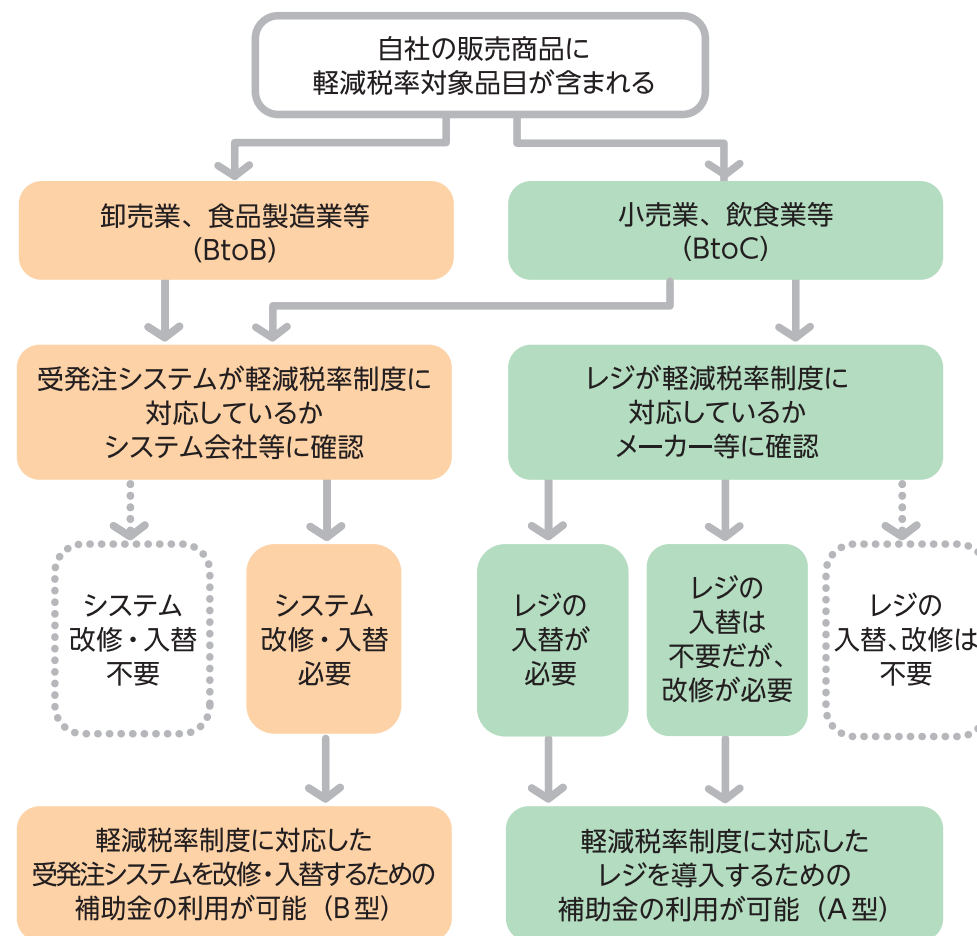


【軽減税率制度に対応した受発注システム改修等補助金】(B型)

- 概要** 要：軽減税率制度に対応するため、受発注システムの改修・入替を行う中小企業者等を支援
- 補助対象** 軽減税率制度に対応するために必要となる電子的受発注システムの改修・入替
- 補助率** 2/3
- 補助上限額** 小売事業者等の発注システムの場合 1,000万円
卸売事業者等の受注システムの場合 150万円
発注システム・受注システム両方の場合 1,000万円
- 申請方法** ・軽減税率対策補助金事務局が指定したシステムベンダー等が「代理申請」を行います(システムベンダー等が行うシステム改修・入替の場合は事前に申請が必要です)。
・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを事業者自ら導入する場合は、導入後の申請(事後申請)となります。
・締切等の詳細については、「軽減税率対策補助金に関する問合せ」(P.24参照)に記載しているホームページをご覧ください。

補助金を利用するためにフローチャートで確認

軽減税率制度に対応したレジの導入や受発注システムの改修・入替が必要な場合は、国の補助金制度が利用できます。まずは、フローチャートでどの補助金を利用できるのかを確認しましょう。



軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0570-081-222 URL : <http://kzt-hojo.jp>

売上や仕入を消費税率ごとに区分することが困難な事業者のために、売上で3種類、仕入で2種類の税額計算の特例が設けられます。

また、税額計算の特例以外にも軽減税率制度への対応のために、設備投資などの際に活用できる税制措置があります。※詳細については、税理士または税務署にお問い合わせください。

売上税額の計算の特例

売上を税率ごとに区分することが困難な事業者は、売上の一定割合を軽減税率対象の売上とみなして税額を計算することができます特例があります。

(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から4年間(2023年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし



対象者	① 仕入を区分できる 卸売・小売事業者	② ①以外の事業者	③ ①②の計算が 困難な事業者
軽減税率 売上割合の 計算方法	軽減税率対象品目の 仕入額 仕入総額	通常の連続する 10営業日の軽減税率 対象品目の売上額 通常の連続する 10営業日の売上総額	50 100
考え方	仕入額の 軽減税率対象割合を 売上に当てはめる	10日間の 軽減税率対象商品の 売上割合から 年間実績を推計	売上の50%を 軽減税率対象と推計

仕入税額の計算の特例

仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者は、仕入の一定割合を軽減税率対象の仕入とみなして税額を計算することができます特例があります。

(選択可能期間)

- (A) 基準期間の課税売上高5,000万円以下の中小事業者：
2019年10月1日から1年間(2020年9月30日まで)
- (B) 上記以外の事業者：なし



対象者	① 売上を区分できる 卸売・小売事業者	② ①の計算が 困難な事業者
軽減税率 仕入割合の 計算方法	軽減税率対象品目の 売上額 売上総額	届出書を提出した課税期間から 簡易課税制度の適用を 受けられる ※簡易課税制度とは売上に係る消費税額に 業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて、 簡便的に仕入税額を計算する制度
考え方	売上額の軽減税率対象割合を 仕入に当てはめる	課税期間中の届出で 簡易課税制度を選択可能

【設備投資を支援する税制】

上記の税額計算の特例以外にも商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制など、設備投資などをした際に活用可能な税制措置があります。軽減税率制度対応のために設備投資を行った場合にも利用可能です。

税額計算の特例、その他 税制措置に関する相談窓口

税額計算の 特例

国税庁軽減税率電話相談センター

お近くの税務署にお問い合わせください。
税務署の電話番号等は国税庁ホームページから確認できます。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

その他 税制措置

日本税理士会連合会

お近くの税理士にお問い合わせください。
税理士の検索は以下から可能です。
<http://www.nichizeiren.or.jp/>

～軽減税率制度フイックQ&A～



ここまでの軽減税率制度の理解度を
以下のQ&Aで確認しておきましょう

消費税軽減税率 Q&A

Q 軽減税率ってなんですか？

A 消費税率10%引上げ時に、生活必需品である飲食料品などの消費税率を8%に据え置く制度です。

Q 取引先との会食で、お土産用に用意した「お寿司折詰」の代金の税率は8%？10%？

A お土産は「持ち帰り」なので8%になります。ただし、会食自体は「外食（軽減税率対象外）」なので10%になります。



Q 「紅茶とティーカップのセット」のように、軽減税率の対象商品（紅茶）と標準税率となる商品（ティーカップ）を組み合わせ販売する場合の税率は8%？10%？

A セット商品の価額が少額（税抜1万円以下）のもので、軽減税率の対象となる飲食料品が主たる要素を占める（2/3以上）場合は、軽減税率の対象となります。



Q 会議用のお弁当など軽減税率対象商品を購入した場合、経理処理はどうすればいいの？

A 8%、10%で税率ごとに分けて経理処理をする必要があります。
そのため、ほとんど全ての事業者で経理処理の変更が必要になります。

Q 軽減税率の導入で請求書や領収書の様式を変える必要があるの？

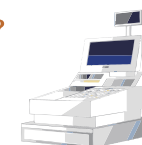
A 8%と10%の税率を分けて記載する必要があるため、請求書や領収書の様式の変更が必要になります。（右図参照）

（手書き領収書イメージ）

領 収 書	
〇×食堂様	2019年10月1日
¥ 5,460	
世し、10%対象（食品代）	¥ 3,300
8%対象（食品代）	¥ 2,160
上記金額正に領収いたします。	
株式会社△△商事 東京都●●区▲▲0-0-0	

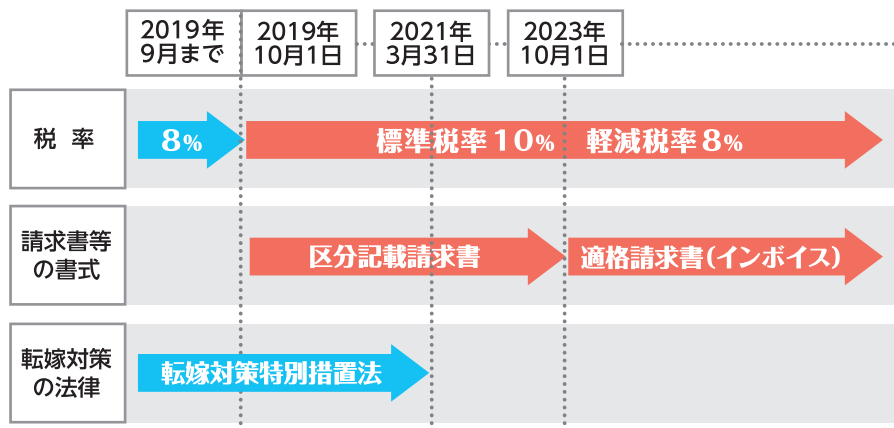
Q 現在のレジで軽減税率に対応できますか？
対応していない場合、買換えのための国からの支援はありますか？

A 今、お使いのレジが軽減税率制度に対応しているか、メーカーや販売業者などに確認しましょう。対応していない場合は、レジの買換えやシステムの改修が必要になります。
レジの買換え、システム改修のための国の補助金が創設されています。
軽減税率対策補助金事務局のホームページ(<http://kzt-hojo.jp>)をご覧ください。



消費税率の引上げスケジュール

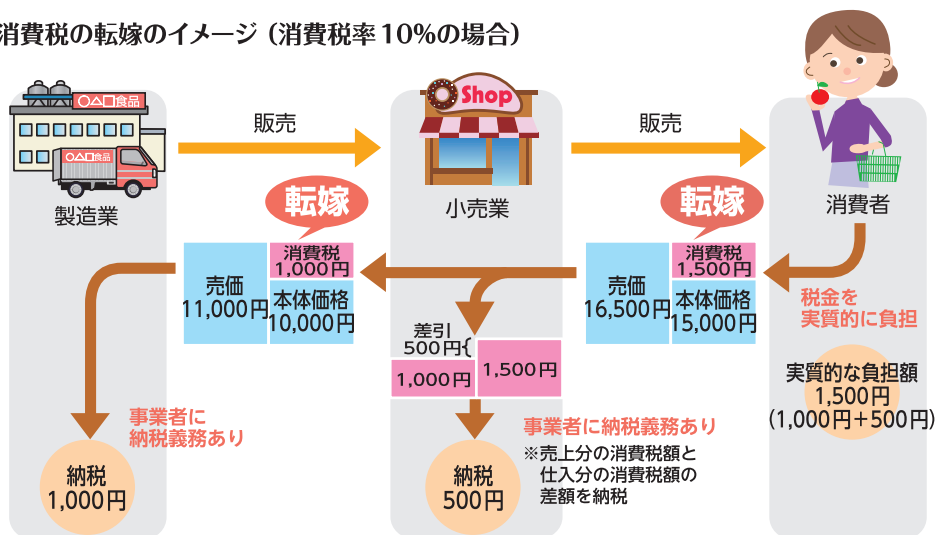
消費税率は2019年10月1日より、現在の8%から10%に上がります。それと同時に軽減税率制度も導入されます。10%と8%といった2つの消費税率が存在することにより、レジやシステムの新規導入や改修、請求書等の書式も変更が必要、さらには従業員教育やトレーニングも実施しなければなりません。



消費税の価格転嫁とは？

消費税は製造、卸、小売り等の各取引の段階で課税されますが、価格に転嫁されて最終的には消費者が全額負担します。

消費税の転嫁のイメージ（消費税率10%の場合）



左ページのイメージ図では製造業が10,000円で小売業に販売し、それを仕入れた小売業が15,000円で消費者に販売するというモデルになっています。

それぞれの売価（税抜）に対して消費税（この場合は税率が10%）が転嫁されており、製造業は10,000円プラス消費税1,000円、小売業は仕入に対して消費税分別途支払が生じ、販売に対して売価15,000円と消費税1,500円を消費者から支払ってもらうことになります。

消費税の納税額は、製造業は1,000円であり、小売業は支払1,000円と受取1,500円の差額500円、となります。そして各事業者が消費税相当額を税務署に納税することになります。消費税額1,500円の最終的な負担者は消費者ですが、直接税務署に消費税を納めることはありません。

税率どおりの正しい額での転嫁がなされれば、この小売業の（粗）利益は税抜価格での仕入と販売の差額の5,000円になります。また、消費税が10%でもそれ以外の税率でも、この売上15,000円と仕入10,000円の差が変わらない限り、（粗）利益には影響はありません。



価格転嫁できないと、売上・利益が減少します

次に別のケースとして、例えば消費税8%で税込売価が20,000円、その価格を10%に引上げても消費税の転嫁ができない場合を考えてみましょう。

消費税率引上げ分を価格転嫁できない場合、下図のように、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額が減少しますので、自社の売上や利益の減少を招くことになります。

消費税率8%の場合

売上額（税込）	20,000円
売上額（税抜）	18,519円
消費税額	1,481円

消費税率10%になっても販売価格を据置いた場合

売上額（税込）	価格据置 20,000円
売上額（税抜）	18,182円
消費税額	1,818円

税抜の売上額が
337円も減少!

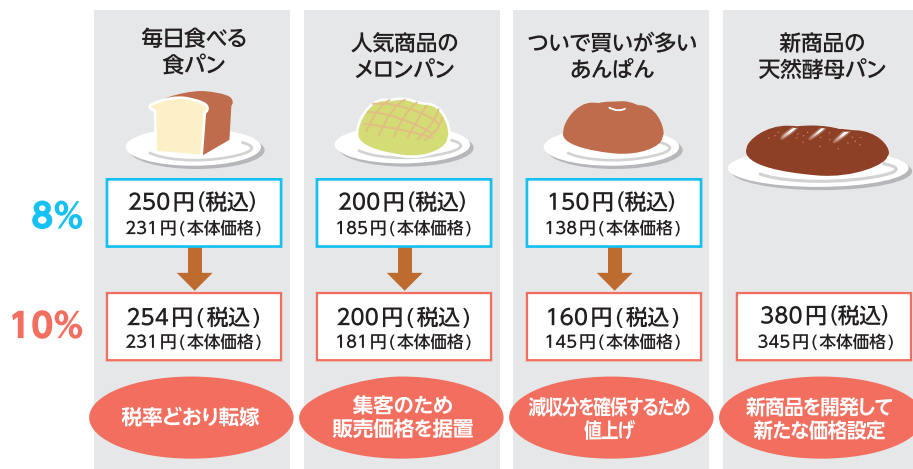
消費税額の計算は、消費税率が10%であれば、取引相手（小売業の場合は消費者）からもらった総額（税込販売額）を110で割って10をかけた額（10/110）になります。この場合は税込20,000円×10/110=1,818円になります。

事業全体で売上・利益を確保

消費税率引上げについて、全ての商品で一律に転嫁できれば問題ありませんが、消費者の購買意欲の減退で一律に転嫁できない場合には、利益を確保できないケースも想定されます。そのため、「事業全体で適正な利益を確保すること」を目標として、売上を確保するための方策を検討しましょう。

価格の見直しは、「利益の大きい商品は何か?」「値上げしても需要はあるか?」等の観点からメリハリをつけて行うのが効果的です。また、新商品開発を行うことで従来の価格にとらわれない価格設定が可能となります。

消費税率10%に向けた価格見直しイメージ（店内で食事の場合の例）



上記の例では、税率通りに転嫁する商品だけでなく、人気商品で印象が強い商品は、集客のために税込での販売価格を据置く価格設定も考えられます。その一方で、減収分を確保するために値上げをする商品や価格が自由に設定できる新商品や季節商品でバランスをとることも必要になってきます。また原価低減による利益の確保やセット販売での利益確保といった方法もあるので、今回を機会に価格戦略を真剣に考えて、事業全体で売上・利益を確保しましょう。

便乗値上げに関する政府の考え方

一部商品の価格について税率引上げ分以上の価格改定をしても、『事業全体で適正な転嫁をしている場合には、ある特定の商品・サービスで税率の上昇を上回る値上げをおこなっても、便乗値上げには該当しない』(※)という見解が政府より示されています。

(※) 2013年10月「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省)より。

消費税引上げにより考えられるトラブル

消費税率が5%から8%に変更された2014年4月1日を思い出しましょう。そして、同じトラブルを引き起こさないような対策を考えていきましょう。

1 価格表示に関する混乱

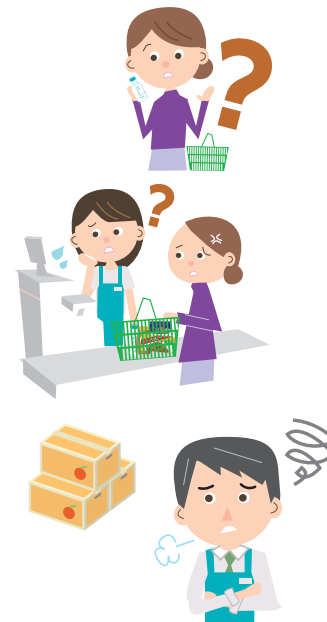
総額表示から外税表示に変更したことにより、お客様に価格を誤解されてしまった。

2 システムのトラブル

4月1日にレジでバーコードが読み取れない等のトラブルが発生し、その日の営業に支障が出てしまった。

3 物流の遅延

多くの企業の決算期、引越シーズン等と重なったため、商品の納期が4月1日以降にずれ込み、適用される消費税率が8%となってしまった。



価格の表示方法も検討しましょう

	表示方法	メリット	デメリット
特例	総額表示 11,000円(税込)	・支払総額が明確である	・値上がりした印象が強い ・税率変更のたびに値札貼り替え作業が発生する
	外税表示 10,000円(税抜)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・税率変更になっても、値札を貼り替える手間が不要になる	・支払総額がいくらか分かりにくい ・消費税額の把握が困難になる
	税抜価格の強調表示 (税抜価格と税込価格の併記) 10,000円(税込11,000円)	・値上がりした印象が弱い ・本体価格が変わらないことをアピールしやすい ・支払う消費税額が明確である	・税率変更のたびに値札貼り替え作業が発生する

うちは「税抜価格の強調表示」にしようかな。

価格転嫁をサポートする4つの特別措置

消費税率の引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を目的に、2013年10月1日から消費税転嫁対策特別措置法(特措法)が施行されています。特措法の期限は、10%への引上げ時から1年半後の2021年3月31日までとなっています。

1

消費税の転嫁拒否等の行為
(減額、買いたたき等)を禁止!



消費税率
引上げ後も、
おたくに支払う税込の
販売代金は
据え置きますよ

2

消費税分を値引きする等の
宣伝や広告を禁止!



消費税は
転嫁しません

消費税率上昇分
値引きします

消費税相当分、
次回の購入に利用できる
ポイントを付与します

3

「総額表示」義務が緩和され、
「外税表示」
「税抜価格の強調表示」
が可能!

〈外税表示〉

10,000円+税

表示している
価格が税込価格で
あると誤認されない
ための措置が
必要

〈税抜価格の強調表示〉

10,000円
(税抜11,000円)

税抜価格を
明瞭に表示する
ことが必要

4

中小企業が共同で
価格転嫁すること(転嫁カルテル)や
表示方法の統一(表示カルテル)
が可能!

転嫁カルテル



各事業者がそれぞれ
自主的に定めている
本体価格に消費税額分を
上乗せしましょう

表示カルテル

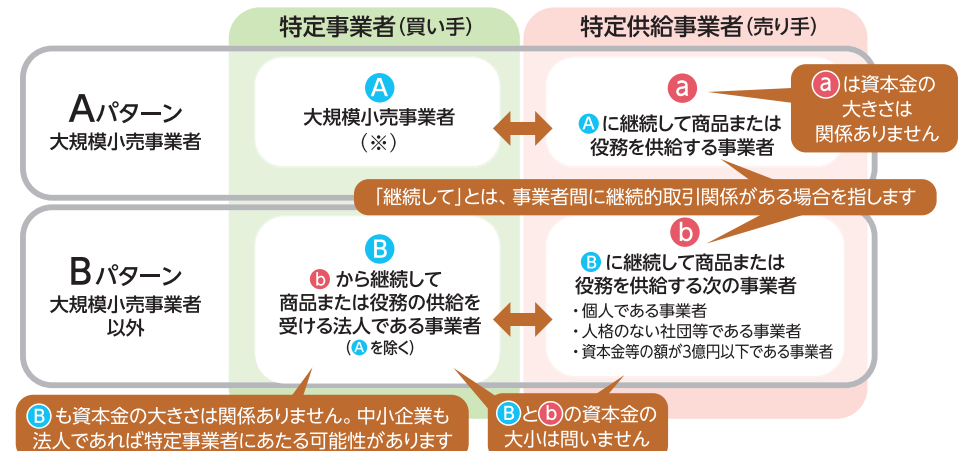
個々の値札に、
税抜価格を表示した上、
「+税」と表示しましょう

※事前届出が必要

本法における規制の対象は「特定事業者(買い手)」

「特定事業者(買い手)」は、「特定供給事業者」に対する消費税の転嫁拒否等の行為や報復行為を行うことが禁止されています。消費税転嫁対策特別措置法(特措法)における規制の対象となる特定事業者(買い手)と保護の対象となる「特定供給事業者」は、2つの組み合わせで決まります。

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



(※)大規模小売事業者とは、一般消費者が日常使用する商品の小売業を行う者で、前事業年度における売上高が100億円以上である者(もしくは一定規模の店舗面積のある店舗を有する者)をいいます。

消費税の転嫁拒否等の行為に注意

特定事業者(買い手)が、特定供給事業者(売り手)から受ける商品または役務の提供に関し、消費税の転嫁拒否等の行為をすることは禁止されています。

禁止される転嫁拒否等の行為の4類型

- 減額または買いたたき
- 商品購入、役務利用または利益提供の要請
- 本体価格(税抜価格)での交渉の拒否
- 報復行為

10%への引上げに際し、特定事業者(買い手)は、特に、「買いたたき」(商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為)に注意しましょう。軽減税率対象商品に便乗して、それ以外の商品についても8%に据え置くことを要求してくる可能性もあります。



この商品についても、
飲食料品と一緒に
買ったから8%の
ままにしておね



勝手な理屈で
8%に据え置かれても
困りますよ

消費税率の引上げに伴い、納税額の増加が予想されます。資金繰りに注意し、納税資金を確保しましょう。

【消費税率引上げにより納税額が増加します!】

- 消費税率 10% への引上げにより、8% 時と比べ納税額は 1.25 倍になります
- 消費税を滞納しないように、資金繰りへのより一層の注意が必要です

【消費税の滞納は経営に大きな影響を与えます!】

- 延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます
- 納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります
- 取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります

売上 2,000 円、仕入 1,000 円の場合

8%			10%		
	税込	うち消費税		税込	うち消費税
売上	2,160 円	160 円	売上	2,200 円	200 円
仕入	1,080 円	80 円	仕入	1,100 円	100 円
	1,080 円	80 円		1,100 円	100 円

仕入額が増加!

納税額が 1.25 倍に!

税率引上げの影響額

仮に、売上高や経費が変わらない場合、納税額にどの程度の影響があるかみてみましょう。

業種：サービス業

売上：年間 6,000 万円

経費：年間 5,000 万円（うち人件費：3,000 万円）（すべて税抜）

※人件費は消費税がかかりません → 経費の課税対象額は 2,000 万円

消費税が 8% の場合

売上に係る消費税：年間 6,000 万円 × 8% = 480 万円

経費に係る消費税：年間 2,000 万円 × 8% = 160 万円

差額 = 320 万円 納税額

消費税が 10% の場合

売上に係る消費税：年間 6,000 万円 × 10% = 600 万円

経費に係る消費税：年間 2,000 万円 × 10% = 200 万円

差額 = 400 万円 納税額

納税額って
こんなに増えるの!?

免税事業者も仕入・諸経費が増加

免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払時にすでに消費税を含んだ金額を支払っています。当然、免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。

免税事業者も
油断大敵ね

中間申告制度に注意

消費税率の引上げにより納税額が増加するため、確定消費税額の金額によっては、中間申告義務が発生する場合があります。その場合、例年より早い時期に消費税の納税を前払いすることになるため、資金繰りに注意する必要があります。

中間申告の回数と税額（地方消費税額は含まない）

直前の課税期間の 確定消費税額	48 万円以下	48 万円超 400 万円以下	400 万円超 4,800 万円以下	4,800 万円超
中間申告の回数		年 1 回	年 3 回	年 11 回
中間納付税額 (※1)	中間申告 不要 (※2)	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/2	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/4	直前の課税期間の 確定消費税額の 1/12
1 年の 合計申告回数	年 1 回 (確定申告 1 回)	年 2 回 (確定申告 1 回 中間申告 1 回)	年 4 回 (確定申告 1 回 中間申告 3 回)	年 12 回 (確定申告 1 回 中間申告 11 回)

(※1) 前課税期間の実績による中間申告を行っている場合。

(※2) 一定の届出をすれば、自主的に中間申告書の提出および納付をすることができる制度(任意の中間申告制度)あり。

資金繰りの考え方

「勘定あって銭足らず」という言葉があります。売上や利益が伸びていたとしても、手元に資金がない状態を指した言葉です。この状態が続くと、最悪、黒字倒産にもつながりかねません。原因として、入出金のタイミングが大きく影響しています。

消費税率の引上げにより、仕入れ時などの運転資金の支出が増えるため、特に①のパターン（先払い、後回収）では、資金繰りに注意が必要です。

資金調達はすぐにできるものではありません。消費税率引上げを機会に、資金繰り表を作成し、まずは自社の資金繰りについて把握しましょう。

さらに、資金繰りを良くするために、出金よりも入金を早める工夫をしましょう。

一般的に資金の流れは、

①「先払い、後回収」
（製造業や建設業など）

②「先回収、後払い」
（飲食業や小売業など）

のいずれかに該当します。



		先払い後回収							
		先払い後回収							
		(単位：千円)							
	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
入金	現金売上	400	300	150	150	200	150		
	売掛金回収	1,000	800	800	700	800	800		
	入金計	1,400	1,100	950	850	1,000	950		
出金	買掛金支払		750			600			
	人件費	400	400	400	400	400	400		
	地代家賃	100	100	100	100	100	100		
	その他経費	200	200	200	200	200	200		
	支払利息	10	10	10	10	10	10		
	借入金返済	100	100	100	100	100	100		
	出金計	810	1,560	810	810	1,410	810		
	収支合計	590	▲460	140	40	▲410	140		
現金残高	前月繰越残高	0	590	130	270	310	▲100		
	当月繰越残高	590	130	270	310	▲100	40		

資金不足!

上記の表では、8月時点で資金不足になります。その前に、仕入のタイミングを遅らせたり、新たに資金調達するなどの対策が求められます。

資金繰り対策

資金繰り表を作成し、自社の資金繰りについて把握できていますか？

月次や日次の資金繰り表を作成し、資金の動きを把握しましょう。資金不足が生じる見込みがある場合は、早めに新規融資などを検討しましょう。

資金繰りに影響が大きい情報は、社内で共有されていますか？

金額の大きい入出金のタイミングに関する情報は、社内で共有しましょう。情報共有が十分でない場合は、早めに原因を追究し、対策をたてましょう。

回収や支払のタイミングを把握し、条件面の見直しを検討していますか？

資金の回収を早めたり支払を遅らせることができないか検討しましょう。ただし、回収や支払の条件面への交渉は、信用面での影響も考慮してください。

請求漏れ、未回収債権の定期的な確認は行っていますか？

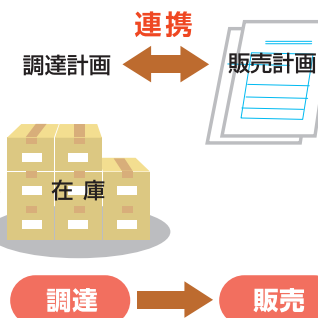
請求漏れや未回収の債権金額と遅延の度合いを把握し、督促をする時期やそのやり方を含め、社内の管理体制を整えましょう。

適正在庫を把握するために、販売計画との連携はとれていますか？

不要な在庫は資金繰りを圧迫します。調達から販売までの期間の短縮や需要予測をできるだけ細かく行い、適正な数量で在庫を持つようにしましょう。

在庫を見直す場合、次の視点に着目しましょう

- ① 内部管理の不備で二重発注していないか？
- ② 価格が安いときに過剰に発注しすぎではないか？
- ③ 陳腐化しているものはないか？
- ④ 在庫が想定どおり回転しているか？
- ⑤ 売れない在庫の処分は検討しているか？
- ⑥ 需要予想の精度を上げる工夫はしているか？



遊休資産（未稼働や不要な機械等）の管理は適正に行われていますか？

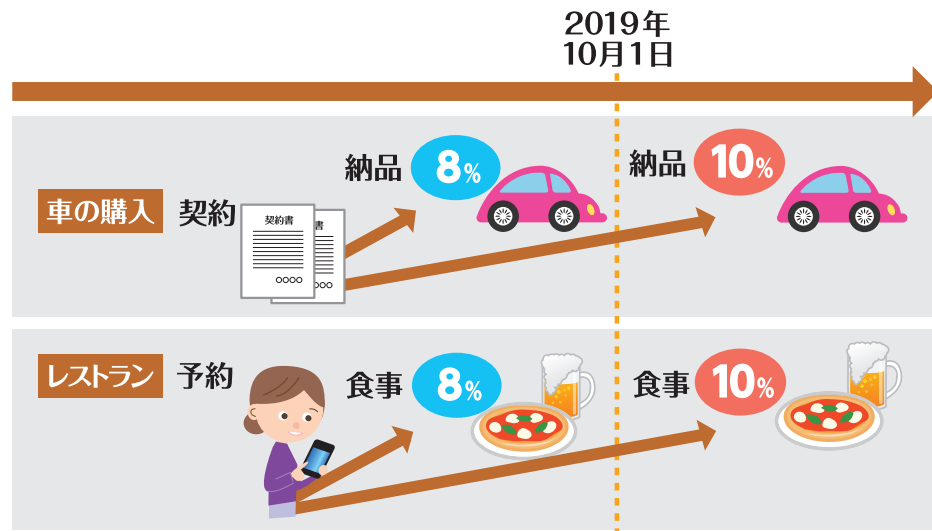
稼働していなくても管理維持コストや税金等が発生しています。会社の資産を見直し、未稼働や不要なものは除却もしくは売却することを検討しましょう。

金融機関の担当者と普段からコミュニケーションは取れていますか？

決算状況や今後の経営計画などの情報を共有し、信頼関係を構築しておきましょう。定期的な連絡や報告をすることで、融資の相談を円滑に進めることが期待できます。

適用税率の原則的な考え方

消費税率の適用税率を判定する原則的な考え方は、「商品の引渡しがあったとき」または「役務の提供をしたとき」です。そして、その時点での税率が適用されます。



消費税率等に関する経過措置

しかし、契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」という制度が定められています。これは駆け込み需要を緩和したり、税率引上げの施行日前後の混乱を防ぐために設けられた制度です。税率引上げの施行日の半年前に指定日があり、この日より前に契約している工事の請負契約等の場合は、旧税率（消費税率10%の時は8%）が適用されます。

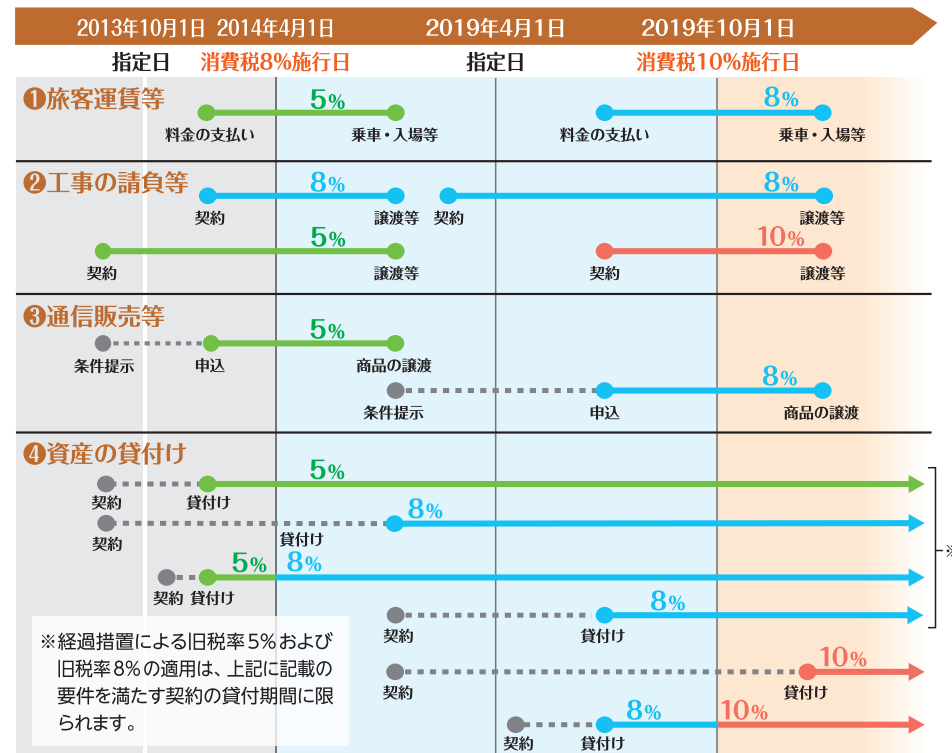
契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

税率	指定日(施行日の半年前)	施行日
8%	2013年10月1日	2014年4月1日
10%	2019年4月1日	2019年10月1日

主な経過措置

経過措置	主な要件
①旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払ってれば、施行日以後に乗車等をして旧税率が適用になります
②工事の請負等	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引渡しても旧税率が適用になります
③通信販売等	(1) 指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2) 施行日の前日までに申込みを受け、(3) 提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります
④資産の貸付け	(1) 指定日の前日までに契約を締結し、(2) 施行日前から施行日以降引き続き資産の貸付けを行っており、(3) 契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ①貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他の一定の要件に該当していること

経過措置で適用される消費税率イメージ





STEP 1

自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

- ☐ 軽減税率の対象品目を理解しましたか？ →P.7
P.9～12
- ☐ 外食等の定義を理解しましたか？ →P.8
- ☐ 軽減税率制度での価格表示を検討しましたか？ →P.13～14

STEP 2

軽減税率制度導入により変更となる事務を確認しましょう

- ☐ 仕入・支払の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？ →P.15
- ☐ 販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか？ →P.16
- ☐ 適格請求書(インボイス)の様式と実施時期を確認しましたか？ →P.17
- ☐ 適格請求書(インボイス)導入時の免税事業者からの仕入について確認しましたか？ →P.18
- ☐ 記帳時における税率の区分経理が必要であることを確認しましたか？ →P.19～20
- ☐ お客様の疑問に答えるための従業員教育は実施しましたか？ →P.21～22

STEP 3

軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう

- ☐ レジや受発注システムの補助金の内容を確認しましたか？ →P.23～24
- ☐ 売上や仕入における税額計算の特例があることを確認しましたか？ →P.25～26

STEP 4

消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう

- ☐ お客様に誤解されない値札の表示方法を検討しましたか？ →P.32
- ☐ 消費税分を値引きする等の宣伝や広告はしていませんか？ →P.33
- ☐ 転嫁拒否となる行為について理解しましたか？ →P.34
- ☐ 消費税率引上げ後の日々の資金繰りや納税額の増加に注意が必要なことを理解しましたか？ →P.35～38



お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、
経営に関する様々なご相談に対応いたします。
最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます。

商工会議所 **検索**

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

<http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度 (対象品目・税額の 計算方法など)	国税庁 電話相談窓口	お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等は、国税庁のホーム ページから確認いただけます。 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp
中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金	軽減税率対策 補助金事務局	専用ダイヤル：0570-081-222 軽減税率対策補助金事務局ホームページ http://kzt-hojo.jp
軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融 公庫	日本政策金融公庫（事業資金相談ダイヤル）： 0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫： 098-941-1795
消費税転嫁対策等に 関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター	専用ダイヤル：0570-200-123
軽減税率実施に伴う 税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせくだ さい。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	電話相談：03-3501-4667

memo

2018年 春版
中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

発行日：2018年3月 初版

発 行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1

<http://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。